

高尾小学校校舎等改築に伴う基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル説明書

1 事業の目的

高尾地区は、長崎市の中心部から北に位置した場所にあり、良好な居住環境が整備されている。

高尾小学校は、最も古い校舎が建築から66年を経過しており、校舎の老朽化が著しく教育環境の改善を図る必要があることから施設全体の配置を考慮し校舎等の再整備を行う。

2 業務の概要

- (1) 業務名 高尾小学校校舎等改築に伴う基本・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 建築設計業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月5日（金）まで
- (4) 履行場所 長崎市高尾町7-49
- (5) 業務委託契約予定価格の上限 171,000,000円（消費税相当額を含む。）
- (6) 業務実施上の条件 公告2提案資格による
- (7) 成果品 仕様書による。
- (8) その他
 - ア 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
 - イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
 - ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
 - オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
 - カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
 - キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。
 - （ア） 提出された書類が提出期限、提出先、提出方法に適合しない場合
 - （イ） 提出された書類に記載すべき事項の全部が記載されていない場合
 - （ウ） 公告2に示す提案資格を満たさないこととなった場合
 - （エ） 提出された書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - （オ） 公告9(3)に示す委員と接触があった場合
 - ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
 - ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
 - コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を12 担当課（事務局）に届け出なければならない。

3 公募型プロポーザルの主な手続き概要

内容	期間及び期限等	概要
説明書等の交付	公告日 から 令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時 30 分まで	長崎市ホームページよりダウンロード
説明書等に対する質問提出	公告日 から 令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時 30 分まで	所定の様式により電子メールで 12 担当課（事務局）へ送信し、併せて電話連絡をすること
参加表明書の提出	令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時 30 分まで	所定の様式により 12 担当課（事務局）へ持参又は郵送・電子メールで送信すること
質問に対する回答	令和 7 年 6 月 24 日（火）	12 担当課（事務局）より直接電子メールで回答 （適宜回答する場合があります）
提案書の提出	令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 5 時 30 分まで	提案書の提出要請を受けた者は 5 提案書の提出要領により 12 担当課（事務局）へ持参又は郵送・電子メールで送信すること
ヒアリング実施日	令和 7 年 7 月 29 日（火）	Web(リモート)会議形式で実施 通信状況の事前確認を行う
受託者の決定	令和 7 年 8 月 5 日（火）	12 担当課（事務局）より決定・非決定を通知
見積書提出	令和 7 年 9 月 5 日（金）	
契約締結予定日	令和 7 年 9 月 12 日（金）	

4 参加表明の手続き

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（要綱第1号様式）※紙提出

イ 設計 J V の結成に係る協定書の写し（出資比率の内容が確認できるものに限る。）

ウ 代表者への委任状

エ 担当者連絡先（様式ア）

オ 配置予定者調書（様式エ）

・公告 2 提案資格 (3) 及び (4) で配置を求める管理技術者及び主任技術者を含む配置予定技術者全てについてそれぞれ 1 枚作製すること。

・公告 2 提案資格 (3) 及び (4) で配置を求める技術者の資格を証明するもの（一級建築士免許証明書、参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの）の写しを添付すること。

カ 業務実施体制（様式カ）

・「予定技術者名」のあとには会社名を記述すること。

キ 公告 2 提案資格 (2) コを証明する書類（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 に規定する一級建築士事務所の登録を有していることを証明する書類）

・全ての構成員についてそれぞれ添付すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時 30 分必着

(3) 提出方法

本手続に参加しようとする者は、(1) に示す書類を作成し、以下の方法により提出すること。

ア (1) 提出書類のアについては、押印のうえ、紙を 12 担当課（事務局）の場所に持参又は郵送

(配達証明付き書留郵便に限る。) その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間企業者による信書の送付に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

イ (1)提出書類のイ～キについては、データ(PDF形式)を電子メールによって送信すること。

5 参加資格の通知及び提案書の提出要請の通知

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書(第3号様式)により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

通知予定日:令和7年6月17日(火)

6 説明書等に対する質問

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書(様式シ)に記載のうえ、データ(PDF形式)を12 担当課(事務局)あてに電子メールにより送信し、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。また、質問がない場合は、質問書の提出は不要である。

(2) 説明書等に対する質問書の提出期限

令和7年6月13日(金)午後5時30分必着

(3) 質問に対する回答

令和7年6月24日(火)午後5時30分までに質問を取りまとめ、質問回答書(様式ス)により提案資格を満たす者すべてに直接電子メールで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出

プロポーザルは、設計者の選定を目的に実施するものであり、計画案を選定するものではないため、契約後の設計業務は、必ずしも提案書の内容に沿った設計が行われるものではない。

(1) 提出書類及び内容に関する留意事項

書類番号	提出書類等の名称	備考	作成要領
1	提案書	・要綱第4号様式 ・1部提出 ・押印のうえ、紙で持参又は郵送により提出すること。	—
2	配置予定者調書	・様式エ ・1部提出 ・データで提出すること。	ア 管理技術者及び主任技術者を含む配置予定技術者全てについてそれぞれ1枚作成すること。(協力会社の技術者を配置する場合もそれぞれ作成すること。) イ 資格を証明するものの写しを添付すること。

3	業務実施体制	・様式カ ・1部提出 ・データで提出すること。	ア 主任技術者及び担当技術者は、想定される業務分野ことに記載すること。
4	予定技術者の過去における同種又は類似業務実績	・様式ク ・1部提出 ・データで提出すること。	ア 管理技術者及び主任技術者についてそれぞれ作成すること。（2件以上ある場合は件名ごとにそれぞれ作成すること。） イ 同種又は類似業務の内容を証明するもの（契約書等の書類）の写しを添付すること。（図面の添付は不要。） ウ 同種又は類似の業務実績の内容については、公告 9 (2)「評価基準」による。
5	業務実施方針及び技術提案	・様式自由 ・A3 版2枚以内 ・会社名等記載なしを1部、記載ありを1部の計2部提出 ・データで提出すること。	ア 「高尾小学校校舎等改築に伴う基本方針」を踏まえた業務実施方針（実施手順、工事中の安全等）について記載すること。特に以下の項目については、必ず記載すること。 ①業務の進め方 ②コストコントロールの考え方 ③工事工期の設定の考え方 イ 「高尾小学校校舎等改築に伴う基本方針」を踏まえた技術提案について具体的に記載すること。 ①教育環境の向上のための学校づくりに対する施設設計の考え方 ②安全で安心して快適に生活することができる学校づくりに対する施設設計の考え方 ③地域の拠点としての学校づくりに対する施設設計の考え方 ④環境負荷低減のための学校づくりに対する施設設計の考え方 ⑤施設の長寿命化を踏まえたコスト縮減の考え方 ⑥建替えのプロセスに関する考え方 ⑦工期、建設コスト縮減手法に関する考え方 ・その他の提案があれば記入しても良い ウ なお、ア～イに記載の項目全部が記載されていない場合は、提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。 エ 業務実施方針及び技術提案の詳細な内容については、公告 9 (2)「評価基準」による。
6	参考見積	・様式自由 ・A4 版1枚以内 ・会社名等記載なしを1部、記載ありを1部の計2部提出 ・データで提出すること。	ア 提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積を提出すること。ただし、その取扱いは積算の際の参考及び提案書を特定するための評価項目として用いることとし、その際の評価の着目点は公告 9 (2)「評価基準」による。 イ 見積は国土交通省告示第98号の設計料の算定方法に基づくものとし、令和7年度設計業務委託等技術者単価により算定すること。なお、見積は次の項目毎に費用を明確にすること。 （ア） 一般業務 （イ） 追加業務（詳細は特記仕様書による）

(2) その他書類作成上の注意事項

- ア 作成する書類の文字サイズは全て10ポイント以上とするが、視覚的表現内の文字サイズはこの限りではない。（文字や記号が識別できるようにする。）
- イ 提出書類（書類番号1～6）は提出書類等の名称を記載した見出し及びページ番号を付けて提出すること。
- ウ 提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。
- オ 提案は、文書での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- カ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の書き込みや、簡易でない表現をしてはならない。（表現の許容範囲については、国土交通省の示す表現例（平成30年4月2日付 「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」）を参照）
- キ 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- ク 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。

(3) 提出部数

- ア 書類番号1～4については、1部提出すること。
- イ 書類番号5, 6については、会社名等記載なし（具体的な社名（組織名）、技術者名、ロゴ、所在地、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等、提出者を特定できるような内容は記載しない。）を1部と、会社名等記載ありを1部の計2部提出すること。

(4) 提出期限

令和7年7月17日（木）午後5時30分必着
（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(5) 提出方法

- ア 書類番号1については、押印のうえ、紙を12 担当課（事務局）の場所に持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間企業者による信書の送付に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。
- イ 書類番号2～6については、データ（PDF形式）を電子メールによって送信すること。

8 ヒアリング（提案書の提出者による説明及び質疑応答）の実施

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

(1) 実施方法

Web（リモート）会議形式によるヒアリングとする。（詳細については別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。）

(2) 実施予定日

令和7年7月29日（火）（詳細については別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。）

(3) 持ち時間

機器設置5分程度＋説明20分以内＋質疑応答10分程度 計35分程度

(4) 出席者

管理技術者は必ず出席するものとする。

(5) その他

ア ヒアリングに必要な機材（パソコン、通信設備等）は提案者で用意すること。

イ 説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。ただし、提案書で使ったイメージ図等の視覚的表現のみを用いた説明は可とする。

ウ 他の提案者のヒアリングを傍聴することはできない。

エ ヒアリング実施前に通信設備等の接続や通信状況等について事前確認を行うこととする。
（詳細は別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。）

9 受託者の決定・非決定に関する事項

市長は、特定審査委員会からの報告に基づき、受託候補者及び次点を決定した上で、決定及び非決定結果を、ヒアリングに参加したすべての者に対し、令和7年8月5日（火）（予定）に通知する。

なお、通知後に、受託候補者及び次点に決定されたものを長崎市のホームページで公表する。

10 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、公告9(2)の「評価基準」のとおりとする。

11 契約書の作成の可否

要

12 担当課（事務局）

〒850-8685

長崎市魚の町4-1 長崎市役所17階

長崎市建築部建築課

電話 095-829-1186

電子メールアドレス kenchiku@city.nagasaki.lg.jp

13 提供資料

(1) 高尾小学校校舎等改築に伴う基本方針

(2) 建築設計業務委託特記仕様書

(3) 案内図、既存配置図

(4) 土質調査業務委託報告書

(5) 既存屋内運動場棟の平面図、立面図

※(4)及び(5)については、「5 参加資格の通知及び提案書の提出要請の通知」の際に参加資格者へデータを送付する。